

最終公表
2022年4月

*International Ethics Standards Board
for Accountants®*

上場事業体及び社会的影響度
の高い事業体の定義に関する
IESBA倫理規程の改訂

IESBA

International
Ethics Standards
Board for Accountants®

この文書は [International Ethics Standards Board for Accountants®](#) (IESBA®) により作成、承認された。

IESBA について

IESBA は、独立した国際的な基準設定審議会である。IESBA の使命は、監査人の独立性に関する要求事項を含む倫理基準を策定することにより、公共の利益に資することであり、強固で国際的に適用可能な [職業会計士のための国際倫理規程 \(国際独立性基準を含む。\)](#) (倫理規程) を通じて、全ての職業会計士の倫理的な行動と実践のための規範を高めることを目指している。

IESBA は、1セットの質の高い倫理基準が、職業会計士の提供する業務の質と一貫性を高め、それによって会計専門職に対する社会からの信用と信頼に寄与すると考えている。IESBA は、[諮問助言グループ](#) (CAG) からの助言を得て、[公益監視委員会](#) (PIOB) の監督の下に、公共の利益に資する基準を策定している。

本文書の公表は公益監視委員会 (PIOB) の承認を得ており、同委員会は、本文書の作成において適正なプロセスが踏まれ、公共の利益が適切に考慮されていると判断した。

IESBA の運営をサポートする構造及びプロセスは International Federation of Accountants® (IFAC®) によって促進されている。

著作権©IFAC 2022 年 4 月。著作権、商標及び許可に関する情報については、[17 ページ](#)を参照。

上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関する IESBA 倫理規程の改訂

目次

セクション 400	4
適合修正.....	9
セクション 300	9
セクション 600	9
サブセクション 601 - 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務.....	11
サブセクション 605 - 内部監査に関する業務.....	12
サブセクション 606 - 情報システムに関する業務.....	13
サブセクション 609 - 採用に関する業務.....	13
略語リストを含む用語集.....	14
適用日	16

パート 4A - 監査及びレビュー業務における独立性

セクション 400

監査及びレビュー業務における独立性に対する概念的枠組みの適用

はじめに

一般的規定

...

社会的影響度の高い事業体

- 400.8 社会的影響度の高い事業体の財務的健全性が利害関係者に与える潜在的な影響により、これら事業体の財務状況について社会的影響度が高いことを反映し、本パートに規定する要求事項及び適用指針には、社会的影響度の高い事業体の財務諸表の監査に限って適用されるものがある。
- 400.9 事業体の財務状況に対する公共の利益が及ぶ範囲を評価する際に考慮する事項には、以下のものが含まれる。
- ・ 事業体の主たる事業の一環として、公に金融債務を引き受けるなど、その事業又は活動の内容
 - ・ 事業体が金融債務を履行するという信用を供与するために設計された、規制当局の監督の対象となるかどうか。
 - ・ 事業体の規模
 - ・ 財務破綻が生じた場合に、どの程度容易に置き換えが可能かを含む、事業を行うセクターに対する事業体の重要性
 - ・ 投資家、顧客、債権者及び従業員を含む、利害関係者の数と内容
 - ・ 事業体の財務破綻が生じた場合に、他のセクター及び経済全体に与える潜在的なシステム的な影響
- 400.10 社会的影響度の高い事業体の財務状況における公共の利益の重要性により、当該事業体を対象とした監査業務を行う会計事務所等の独立性について、利害関係者は高い期待を有している。第 400.8 項において規定されている社会的影響度の高い事業体に対する要求事項と適用指針の目的は、これらの期待に沿うことであり、それにより、当該事業体の財務状況の評価に際し使用される当該事業体の財務諸表において、利害関係者の信頼を高めることになる。

利用と配布の制限が付された報告書

- 400.11 監査報告書は、利用と配布の制限を含む可能性がある。当該制限が含まれ、かつ、セクション 800 に規定する条件が満たされている場合、このパートにおける独立性に関する要求事項は、セクション 800 の定めに基づき修正することができる。

監査及びレビュー業務以外の保証業務

400.12 監査又はレビュー業務以外の保証業務に関する独立性基準は、パート 4B「監査及びレビュー以外の保証業務に関する独立性」において規定されている。

要求事項及び適用指針

一般的規定

R400.13 監査業務を実施する会計事務所等は、独立性を保持していなければならない。

R400.14 会計事務所等は、セクション 120 に規定されている概念的枠組みを適用し、監査業務に関連した独立性に対する阻害要因を識別及び評価し、それに対処しなければならない。

経営者の責任を担うことの禁止

R400.15 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人が果たすべき経営者の責任を担ってはならない。

400.15 A1 経営者は、人的資源、財務的資源、技術的資源、物的資源及び無形資源を取得し、利用し、管理することに関連した決定を行うこと等により、事業体を管理し、統率し、指揮することに責任を負っている。

400.15 A2 会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に対して経営者の責任を担う場合、自己レビュー、自己利益及び馴れ合いという阻害要因が生じる。会計事務所等又はネットワーク・ファームは、経営者の責任を担うことにより、経営者の見解や利害に対して余りに緊密に同調することになるため、擁護という阻害要因も生じる可能性がある。

400.15 A3 ある活動が経営者の責任の範囲にあるか否かは、状況により異なり、その決定には、職業的専門家としての判断が必要である。例えば、次の活動は、経営者の責任に該当すると考えられる。

- ・ 組織の方針及び戦略的指針を設定すること。
- ・ 従業員を雇用し、又は解雇すること。
- ・ 従業員の職務に関して業務を指示し、その責任を負うこと。
- ・ 取引を承認すること。
- ・ 銀行口座や投資を管理し、又は運営すること。
- ・ 会計事務所等若しくはネットワーク・ファーム又はその他の第三者の助言のうち、いずれを実行すべきかを決定すること。
- ・ 経営者に代わってガバナンスに責任を有する者に報告すること。
- ・ 次のことに関する責任を負うこと。
 - 適用される財務報告の枠組みに従った財務諸表を作成し、適正に表示すること。
 - 内部統制を整備し、運用し、監視し、又は維持すること。

400.15 A4 R400.16 項を遵守することを条件として、監査業務の依頼人の経営者がその責任を果たせるように、経営者に対して助言や提言を提供することは、経営者の責任を担うことには当たらない。監査業務の依頼人に対する助言及び提案の提供は、自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性があり、セクション 600 において取り扱われている。

R400. 16 会計事務所等は、監査業務の依頼人に対して専門業務を提供する場合、依頼人の経営者が経営者の責任に帰する全ての判断と決定を行っているかどうかを確認しなければならない。当該確認に当たっては、依頼人の経営者が、少なくとも次のような責任を果たしているかどうかを確かめなければならない。

- (a) 常に責任を持って意思決定を行い、かつ、業務を監督するための適格な能力、知識及び経験を有している者を経営者が指名すること。そのような者は、上級管理職が望ましく、次のことを理解している者とする。
 - (i) 当該業務の目的、内容及び結果、並びに、
 - (ii) 依頼人及び会計事務所等又はネットワーク・ファームのそれぞれの責任
 しかしながら、当該業務を実施又は再実施するための専門性を有することまでは要求されない。
- (b) 非保証業務を監督し、依頼人の目的に照らし実施した業務の結果が適切かどうかについて評価すること。
- (c) 当該非保証業務の結果を受けて、次に講じるべき対応策があれば、当該対応策の責任を負うこと。

社会的影響度の高い事業体

R400. 17 このパートの適用上、次のカテゴリーのいずれかに該当する場合、会計事務所等は、その事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱わなければならない。

- (a) 公に取引されている事業体
- (b) 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体
- (c) 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体、又は、
- (d) 第400. 10項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体として特定されている事業体

400. 17 A1 第 400. 10 項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準により、社会的影響度の高い事業体以外の用語が事業体に適用される場合、そのような用語は、同義の用語とみなされる。しかしながら、第 400. 10 項で規定されている目的とは無関係な理由により、法令等又は職業的専門家としての基準が事業体を「社会的影響度の高い事業体」に指定している場合、当該指定は、倫理規程の適用上、そのような事業体が社会的影響度の高い事業体であることを必ずしも意味するものではない。

R400. 18 R400. 17 項における要求事項を遵守するに当たり、会計事務所等は、R400. 17 項(a)から(c)までに規定するカテゴリーに関して、法令等又は職業的専門家としての基準により定められているより明確な定義を考慮に入れなければならない。

400. 18 A1 R400. 17 項(a)から(c)までに規定するカテゴリーは、広範に定義されており、特定の法域において関連し得る規模やその他の要素については、認定していない。そのため、倫理規程は、職業会計士に対する倫理基準の設定に責任を持つ機関が、例えば次により、これらのカテゴリーをより明確に定義することを規定している。

- ・ 有価証券取引のための特定の公開市場に言及すること。
- ・ 銀行又は保険会社を定義する現地の法令等に言及すること。
- ・ 相互会社形態の事業体など、特定の種類の事業体を対象とした適用除外を導入すること。
- ・ 特定の種類の事業体に関する規模の規準を設けること。

400.18 A2 R400.17 項(d)では、職業会計士に対する倫理基準の整備を所掌する機関が、第 400.9 項に規定しているような事項を考慮に入れた上で、第 400.10 項において規定している目的を達成するため、社会的影響度の高い事業体のカテゴリーを追加することを想定している。特定の法域における事実及び状況に応じて、そのようなカテゴリーとしては、次のものが含まれる可能性がある。

- ・ 年金基金
- ・ 集団投資ビークル
- ・ (投資家以外の) 利害関係者が多数存在する非公開事業体
- ・ 非営利活動団体又は政府系事業体
- ・ 公益事業体

400.19 A1 会計事務所等は、本パートの目的に照らし、その他の事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱うかどうかを決定することが推奨される。当該決定を行う場合、会計事務所等は、第 400.9 項に規定されている事項に加え、次の事項を考慮する可能性がある。

- ・ 近い将来において、社会的影響度の高い事業体になる可能性が高いかどうか。
- ・ 類似の状況において、前任の会計事務所等が当該事業体について社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を適用していたかどうか。
- ・ 類似の状況において、会計事務所等が他の事業体について社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を適用していたかどうか。
- ・ 法令等又は職業的専門家としての基準により、当該事業体が社会的影響度の高い事業体に該当しないと定められていたかどうか。
- ・ 当該事業体又はその他の利害関係者が会計事務所等に対して、社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を当該事業体に適用することを要請していたかどうか、またその場合、当該要請に応じない理由があるかどうか。
- ・ 当該事業体のコーポレート・ガバナンスの取決め、例えば、ガバナンスに責任を有する者が所有者又は経営者と区別されているかどうか。

開示 – 社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項の適用

R400.20 R400.21 項に該当する場合を除き、会計事務所等が事業体の財務諸表の監査を実施する際に、第 400.8 項において規定されている社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を適用している場合、会計事務所等は、利害関係者に対する情報の時期及び入手のしやすさを考慮した上で、適切と考えられる方法により当該事実を開示しなければならない。

R400.21 R400.20 項に対する例外として、開示することが当該事業体の機密である将来計画の開示につながる場合、会計事務所等は、そのような開示は認められない。

関連事業体

R400. 22 定義されているとおり、R400. 17 項及び R400. 18 項に基づき公に取引されている事業体である監査業務の依頼人には、全ての関連事業体が含まれる。他の全ての事業体について、本パートにおける監査業務の依頼人に対する言及には、その依頼人が直接的又は間接的に支配する関連事業体が含まれる。依頼人の他のいずれかの関連事業体が関与する関係又は状況が当該依頼人からの会計事務所等の独立性の評価に関連することを知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合、当該監査業務チームは、独立性に対する阻害要因を識別及び評価し、それに対処する際に、当該関連事業体を含めなければならない。

[第400. 23項から第400. 29項までは、意図的に空白としている]

適合修正

パート3 - 会計事務所等所属の職業会計士

セクション 300

概念的枠組みの適用 - 会計事務所等所属の職業会計士

...

要求事項及び適用指針

...

阻害要因の評価

...

新たな情報又は事実及び状況の変化に関する検討

...

300.7 A7 阻害要因の水準に影響を与える可能性がある新たな情報又は事実及び状況の変化の例には、次のものが含まれる。

- ・ 専門業務の範囲が拡大された場合
- ・ 依頼人が公に取引されている事業体になる場合又は他の事業単位を取得した場合
- ・ 会計事務所等が他の会計事務所等と合併した場合
- ・ 二者の依頼人が共同で職業会計士と契約しており、この二者の間に紛争が生じた場合
- ・ 職業会計士個人又は家族の関係に変更があった場合

パート4A - 監査及びレビュー業務における独立性

...

セクション 600

監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

...

非保証業務を提供する際に経営者の責任を担うリスク

600.7 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際、R400.16 項の要求事項が遵守されていることを確かめない場合には、経営者の責任を担うリスクがある。

阻害要因の識別及び評価

全ての監査業務の依頼人

...

600.9 A2 監査業務の依頼人に非保証業務を提供することにより生じる可能性のある様々な阻害要因の識別及びそのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- ・ 業務の内容、範囲、想定される用途及び目的
- ・ 関与する者及びその所在地等、業務が提供される方法
- ・ 業務が提供される法令等の環境
- ・ 依頼人が社会的影響度の高い事業体であるかどうか。
- ・ 提供される業務に関する依頼人の経営者及び従業員の専門知識の水準
- ・ 重要な判断事項の決定における依頼人の関与の程度 (R400.15 項から R400.16 項まで参照)
- ・ 業務の結果が、会計記録又は会計事務所等が意見を表明する財務諸表に反映される事項に影響を与えるかどうか、及び影響を与える場合には次の事項
 - 業務の成果が、財務諸表に重要な影響を与える範囲
 - 財務諸表に反映される事項に関する適切な金額又は会計処理の判断に伴う主観性の程度
- ・ 提供する業務が、次の事項の重要な部分を形成する情報を生成する依頼人のシステムに影響を与える場合、業務の内容及び範囲
 - 会計記録又は会計事務所等が意見を表明する財務諸表
 - 財務報告に係る内部統制
- ・ 監査の過程で業務の結果に依拠する程度
- ・ 非保証業務の提供に関連する報酬

...

助言及び提言の提供

R600.17 R600.16 項の例外として、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対して、次のいずれも満たす場合に限り、監査の過程で生じる情報又は事項に関連する助言及び提言を提供することが認められる。

- (a) 会計事務所等が、経営者の責任を担わないこと (R400.15項及びR400.16項参照)、かつ、
- (b) 会計事務所等が、助言の提供によって生じる可能性のある、自己レビュー以外の独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、概念的枠組みを適用すること。

...

特定の関連事業体に関する検討事項

R600.26 本セクションには、会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に対して特定の非保証業務を提供することを禁止する要求事項が含まれる。それらの要求事項及び R400.15 項の要求事項の例外として、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、会計事務所等が意見を表明する財務諸表を作成する依頼人の関連事業体のうち、次のいずれかに対して、経営者の責任を担うこと、又は通常は禁止されている特定の非保証業務を提供することが認められる。

- (a) 依頼人を直接的又は間接的に支配する事業体
 - (b) 依頼人に対し、直接的な金銭的利益を有する事業体。ただし、その事業体が依頼人に対し重要な影響力を有し、依頼人に対する利害がその事業体にとって重要である場合に限る。又は、
 - (c) 依頼人と共通の事業体によって支配されている事業体
- ただし、次の全ての条件を満たす場合に限る。
- (i) 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、当該関連事業体の財務諸表について意見を表明しないこと。
 - (ii) 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、会計事務所等がその財務諸表について意見を表明する事業体に対して、直接的又は間接的に経営者の責任を担わないこと。
 - (iii) 当該非保証業務が、自己レビューという阻害要因を生じさせないこと。及び、
 - (iv) 会計事務所等が、当該業務の提供によって生じた許容可能な水準にないその他の阻害要因に対処していること。

...

サブセクション 601 - 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務

...

要求事項及び適用指針

...

会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務の提供から生じる潜在的な阻害要因

...

社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人

...

601.5 A2 定型的又は機械的とみなされる可能性のある業務には、例えば、次のものが含まれる。

- ・ 依頼人による承認と支払のために、依頼人が作成したデータに基づいて給与の計算又は報告書を作成すること。

- ・ 依頼人が該当する勘定科目分類を決定すること、又は承認することを前提に、公共料金のように、基礎資料又は原始データから容易に金額が決定できる経常的取引を記録すること。
- ・ 依頼人が、会計方針の決定並びに耐用年数及び残存価額の見積りを行うことを前提に、固定資産の減価償却費を計算すること。
- ・ 依頼人によりコードに紐付けられた取引を総勘定元帳に転記すること。
- ・ 依頼人が承認した勘定記入を試算表に転記すること。
- ・ 依頼人が承認した試算表の情報に基づき財務諸表を作成すること、及び依頼人が承認した記録に基づき関連する注記を作成すること。

会計事務所等又はネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人に対してこのような業務を提供することが認められるが、それは、会計事務所等又はネットワーク・ファームが、当該業務に関連して経営者の責任を担わないことを求める R400.16 項及び R601.5 項(b)の要求事項を遵守している場合に限られる。

...

サブセクション 605 - 内部監査に関する業務

...

要求事項及び適用指針

...

内部監査に関する業務を提供する際に経営者の責任を担うリスク

- R605.3 R400.15 項は、会計事務所等又はネットワーク・ファームが経営者の責任を担うことを禁止している。会計事務所等は、監査業務の依頼人に内部監査に関する業務を提供する場合、次の事項を確認しなければならない。
- (a) 依頼人が、ガバナンスに責任を有する者へ報告を行う者として、次のいずれも満たすように、有能で適任と考えられる者を指名していること。
 - (i) 内部監査活動に常に責任を負うこと。及び、
 - (ii) 内部統制の整備、運用、監視及び維持の責任を認識すること。
 - (b) 依頼人が、内部監査に関する業務の範囲、リスク及び頻度を、レビュー、査定及び承認すること。
 - (c) 依頼人が、内部監査に関する業務の適切性及び内部監査業務による発見事項を評価すること。
 - (d) 依頼人が、内部監査に関する業務から得られた提言の内容を評価及び決定し、実施プロセスを管理すること。並びに、
 - (e) 依頼人が、内部監査に関する業務から得られた重要な発見事項と提言をガバナンスに責任を有する者に報告すること。

...

サブセクション 606 - 情報システムに関する業務

...

要求事項及び適用指針

...

情報システムに関する業務を提供する際に経営者の責任を担うリスク

R606.3 R400.15 項は、会計事務所等又はネットワーク・ファームが経営者の責任を担うことを禁止している。会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に情報システムに関する業務を提供する場合、次の事項を確認しなければならない。

- (a) 依頼人が、内部統制システムの構築及び監視の責任を自ら負っていることを認識していること。
- (b) 依頼人が、有能で適任と考えられる従業員（上級管理職が望ましい。）を指名し、ハードウェア又はソフトウェアのシステムの設計及び導入に関する経営上の意思決定を全て行う責任を負わせていること。
- (c) 依頼人が、システムの設計及び導入プロセスに関する全ての経営上の判断を行うこと。
- (d) 依頼人が、システムの設計及び導入の妥当性及び結果を評価すること。並びに、
- (e) 依頼人が、システム（ハードウェア又はソフトウェア）の運用及びシステムで使用又は生成するデータに責任を負うこと。

...

サブセクション 609 - 採用に関する業務

...

要求事項及び適用指針

...

採用に関する業務を提供する際に経営者の責任を担うリスク

R609.3 R400.15 項は、会計事務所等又はネットワーク・ファームが経営者の責任を担うことを禁止している。会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に採用に関する業務を提供する場合、次の事項を確認しなければならない。

- (a) 依頼人が、有能で適任と考えられる従業員（上級管理職が望ましい。）を指名し、当該職位に関する従業員の雇用に関する経営上の決定を全て行う責任を負わせていること。及び、
- (b) 依頼人が、次の事項を含む、採用プロセスに関する経営上の意思決定を全て行うこと。
 - ・ 有力な候補者の適性を判断し、当該職位に対して適性のある候補者を選抜すること。
 - ・ 雇用条件を決定し、給与や就業時間及びその他の報酬等の詳細について交渉すること。

略語リストを含む用語集

監査	パート 4A において、「監査」には「レビュー」が含まれる。
監査業務の依頼人	<p>会計事務所等が監査業務を行う場合に対象となる事業体。監査業務の依頼人が R400. 17 項及び R400. 18 項に基づく公に取引されている事業体である場合、監査業務の依頼人には、その全ての関連事業体を含む。監査業務の依頼人が公に取引されている事業体ではない場合、監査業務の依頼人には、その直接的又は間接的に支配する関連事業体を含む。(R400. 22 項も参照)</p> <p>パート 4A において、「監査業務の依頼人」には、「レビュー業務の依頼人」が含まれる。</p>
監査業務	<p>国際監査基準に従って実施される業務等、財務諸表が全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうか（又は、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して適正に表示されているかどうか）について、会計事務所等所属の職業会計士が意見を表明する合理的な保証業務。これには、法令等により義務付けられている監査である法定監査も含まれる。</p> <p>パート 4A において、「監査業務」には「レビュー業務」が含まれる。</p>

監査業務の主要な担当社員等	業務執行社員、審査に責任を負う者、業務チームに所属するその他の監査担当社員であって、会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者。状況に応じて、また監査に従事する者の役割に応じて、「その他の監査担当社員」には、例えば、重要な子会社又は部門を担当する監査担当社員が含まれる可能性がある。
～できる	この用語は、要求事項の例外など、一定の状況において特定の行動をとることが認められることを示すため、倫理規程において用いられている。可能性を示すために用いられていない。

業務予定者	将来の依頼人（又は一部のケースでは現在の依頼人）のために監査の受任又は会計、税務、コンサルティング又は類似の専門業務の契約の締結を検討している会計事務所等所属の職業会計士
社会的影響度の高い事業体	<p>パート 4A の適用上、事業体は、次のカテゴリーのいずれかに該当する場合、社会的影響度の高い事業体となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 公に取引されている事業体 (b) 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体 (c) 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体、又は、

	<p>(d) 第 400.10 項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体と認定されている事業体</p> <p>倫理規程では、第 400.18 A1 項及び第 400.18 A2 項において規定されているとおり、より明確に定義又は追加するカテゴリーが定められている。</p>
公に取引されている事業体	<p>譲渡可能であり、かつ、証券取引所における上場を含む公開市場メカニズムを通して取引される金融商品を発行している事業体</p> <p>関連する証券法令等により定義された上場事業体は、公に取引されている事業体の一例である。</p>
事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者	<p>事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストとは、他の当事者が同一の結論に到達する可能性が高いかどうかに関する職業会計士による検討である。そのような検討は、結論を下す時点で把握している、又は把握していることが合理的に期待される全ての関連する事実及び状況を考量する、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点から行われる。事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者は、必ずしも職業会計士である必要はないが、職業会計士の結論の適切性を公平な方法で理解し、評価するための関連する知識及び経験を有している者と考えられる。</p> <p>これらの用語は、第 120.5 A6 項で述べられている。</p>
事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テスト	

現行版からの修正履歴

(翻訳省略)

適用日

本規定は、2024 年 12 月 15 日以降開始する期間の財務諸表の監査に適用される。
早期適用が認められる。

職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）、公開草案、コンサルテーション・ペーパー等の IESBA の公表物は、IFAC が公表し、その著作権は IFAC にある。

IESBA 及び IFAC は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

「国際会計士倫理基準審議会」、「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」、「国際会計士連盟」、「IESBA」、「IFAC」、IESBA のロゴ、及び IFAC のロゴは、米国及びその他の国で登録された IFAC の商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権©IFAC 2022 年 4 月。無断複写・転載を禁ず。個人及び非商業的使用の目的で使用される場合を除き、この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については IFAC の許可書が必要となる。permissions@ifac.org に連絡されたい。

発行:



2022年4月に国際会計士連盟(IFAC)の国際会計士倫理基準審議会(IESBA)によって、英語で公表された「Final Pronouncement: Revisions to the Definitions of Listed Entity and Public Interest Entity in the Code」は、2022年10月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。「Final Pronouncement: Revisions to the Definitions of Listed Entity and Public Interest Entity in the Code」の翻訳のための手続は、IFACにより検討されており、当該翻訳は、IFACのポリシーステートメント「国際会計士連盟(IFAC)から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Final Pronouncement: Revisions to the Definitions of Listed Entity and Public Interest Entity in the Code の英語文 ©2022年4月 国際会計士連盟(IFAC)。無断複写複製を禁ずる。

「上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関する IESBA 倫理規程の改訂」の日本語文 ©2022年10月 国際会計士連盟(IFAC)。無断複写複製を禁ずる。

原題: Final Pronouncement: Revisions to the Definitions of Listed Entity and Public Interest Entity in the Code ISBN: -

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については IFAC の許可書が必要となる。permissions@ifac.orgに連絡されたい。